

令和5年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き [Vol. 2]

償却資産とは

《申告の対象となる資産・具体例編》

1. 償却資産とは

会社や個人で事業を行っている方（工場・商店・農業などを経営されている方や駐車場・アパートなどの貸し付けをされている方 など）が、その事業のために用いている構築物・機械・器具・備品等の資産を償却資産といいます。

例えば、ミシンを家庭用として使用されている場合には課税の対象となりませんが、縫製工場等で事業用として使用されている場合は、償却資産として固定資産税の課税対象となります。

〔参考〕地方税法第341条第4号では、償却資産を次のように説明しています。

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの。（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）

<償却資産の種類とその具体例>

次の表は、「資産の種類」ごとの主な償却資産を例示したものです。

資産の種類	主な償却資産の例示
1 構築物 （建物附属設備）	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設等 〈★建物附属設備〉 1 建物の所有者が取り付けした建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備（これらを特定附帯設備といいます。） ④ 家屋には、電気設備、排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを所有関係などにより、家屋と償却資産に区分して評価します。 = 別紙「Ⅱ. 家屋と償却資産の区分表」参照 =
2 機械及び装置	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09」及び「000～099」）、駐車場機械装置等
3 船舶	遊覧船、ボート、はしけ等
4 航空機	飛行機、ヘリコプター等
5 車両及び運搬具	大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99」及び「900～999」）等
6 工具、器具 及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、冷蔵庫、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、応接セット、看板、金庫、ゲーム機器等

2. 申告の対象となる資産

令和5年1月1日現在において、吉野ヶ里町内に所在する資産で、かつ、事業の用に供することができる土地及び家屋※以外の固定資産が申告の対象となります。

※土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります。

< 申告漏れや誤りが発生しやすい資産 >

○申告する必要があるもの。

次の①～⑦に該当する資産も申告が必要です。申告漏れとにならないようご注意ください。

- ① 償却済資産(=減価償却が終わった資産)
- ② 遊休資産(=稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)
- ③ 未稼働資産(=既に完成しているが、未だ稼働していない資産)
- ④ 簿外資産(=帳簿に記載されていない資産)
- ⑤ 建設仮勘定で経理されている資産
- ⑥ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ⑦ 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産(=中小企業特例)

注:⑦については、下表「少額の減価償却資産の取扱い」をご参照ください。

×申告する必要がないもの。

次のア～カに該当する資産は、事業の用に供する資産であっても申告する必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの(例:小型フォークリフト等)
- イ 無形固定資産(例:アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等)
- ウ 繰延資産
- エ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの(=一時に損金算入又は必要経費としているもの)
- オ 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- カ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、所有権移転外リース及び所有権移転リース資産で取得価額が20万円未満のもの

注:エ～カについては、下表「少額の減価償却資産の取扱い」をご参照ください。

◇少額の減価償却資産の取扱い◇

取得価格		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
償却方法					
一時損金算入	エ	× 申告対象外			
3年一括償却	オ	× 申告対象外			
リース資産 <small>(ファイナンスリース)</small>	カ	× 申告対象外		○ 申告対象	
中小企業特例	⑦	○ 申告対象			
個別減価償却	—	○ 申告対象			